

三重県社会的養育推進計画
(中間案)

令和元(2019)年12月

三重県

目次

I 総論

- 1 社会的養育の体制整備の基本的な考え方及び全体像・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 計画の趣旨
 - (2) 計画策定の基本理念と基本的方向
 - (3) 計画期間と計画の進行管理

II 各論 社会的養育の推進等にかかる具体的な取組方策

- 1 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み・・・・・・・・ 3
 - (1) 年齢区分別（3歳未満、3歳以上就学前、学童期以降）代替養育を必要とする子ども数の見込み

- 2 里親等への委託の推進に向けた取組・・・・・・・・・・ 7
 - (1) フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築
 - (2) ファミリーホームの設置促進・支援の充実
 - (3) 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

- 3 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組・・・・・・・・・・ 15

- 4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組・・・・・・・・ 17
 - (1) 施設で養育が必要な子ども数の見込み
 - (2) 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
 - (3) 母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホームの役割分担と連携強化

- 5 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）・・・・・・・・ 22

- 6 社会的養護自立支援の推進に向けた取組・・・・・・・・・・ 24

- 7 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組・・・・・・・・ 26
 - (1) 市町の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組
 - (2) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

- 8 一時保護改革に向けた取組・・・・・・・・・・ 29

- 9 児童相談所の強化等に向けた取組・・・・・・・・・・ 31
 - (1) 都道府県（児童相談所）における人材確保・育成に向けた取組

III 資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

I 総論

1 社会的養育の体制整備の基本的な考え方及び全体像

(1) 計画の趣旨

本県では、県民全体で子どもを虐待から守り、次代を担う子どもの心身の発達に寄与することを目的に、平成16年3月に全国初となる「子どもを虐待から守る条例」を制定し、平成17年度には児童相談所を総括し支援する児童相談センターの設置、介入支援機能、法的対応力の強化に向けた警察官や弁護士の配置、リスクアセスメントツールの導入など児童相談体制の強化に努めてきました。

また、平成23年3月には、子どもの権利が尊重される社会の実現を目指して、「三重県子ども条例」を制定し、県民をあげて、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに取り組んできました。

さらに、平成27年3月には、家庭から離れてもより家庭的な環境で生活できるよう「三重県家庭的養護推進計画」を策定し、施設や里親関係者と協力し、里親委託の促進や施設の小規模化および地域分散化を進めてきました。

しかしながら、本県では児童虐待相談対応件数は増加の一途をたどっており、幼い子どもの命が奪われる痛ましい死亡事案も発生しています。

県では、いま一度原点に立ち返り、虐待を決して許さないとの決意から、「子どもを虐待から守る条例」を一から見直しました。

国においても、平成28年に児童福祉法を改正し、昭和22年制定時から見直されてこなかった理念規定を改正し、子どもが権利の主体であることを位置付けるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記されました。

また、令和元年は、子どもの権利条約が国連総会で採択されて30周年であり、計画期間中の令和6年には、日本が批准して30周年の節目の年を迎えます。

県では、このような社会情勢を受けて、すべての子どもの権利が実現される社会を目指して、児童虐待の未然防止から自立支援まで切れ目のない総合的な対策をまとめる「三重県社会的養育推進計画」を策定します。

(2) 計画策定の基本理念と基本的方向

【基本理念】

児童虐待の多くが育児負担や不安、育児の孤立が原因となっており、虐待するのも実母、実父がほとんどです。児童虐待は一部の限られた親だけの問題ではなく、誰もがその当事者となってもおかしくありません。また、虐待の加害者が元被害者であることも多い状況です。

さらに、社会的養育を必要とする家庭は、貧困やDV、精神疾患、家族・親族間の不和など、さまざまな問題が複合的に絡み合っているケースが少なくありません。

したがって、基本理念を次のとおりとします。

『どのような家庭環境で育った子どもであっても、等しく愛情を受けて心身ともに健やかに成長し、夢と希望を持って未来を切り開いていける社会を目指す』

基本理念の実現に向けて、子どもが権利の主体であることを常に念頭に置き、県民す

I 総論

べてが力を合わせ、福祉、医療保健、教育、雇用など関連する施策を総動員し、虐待の未然防止から社会的養育を必要とする子どもの自立支援まで、切れ目のない支援を提供し、虐待の連鎖、貧困の連鎖を解消します。

【基本的方向】

- ①母子保健や子育て支援、教育施策との連携を一層推進し、出産前から就学期までの切れ目のない支援体制を整備することで、すべての子育て家庭の育児負担、不安、孤立の解消を図り、児童虐待を未然に防止するとともに、身近な地域（市町）での虐待対応力を高め、虐待の兆候を早期に発見し、早期対応することで虐待の重篤化を防ぎます。
- ②虐待が判明したときは、子どもの安全を最優先に一時保護を行うとともに、迅速、的確なアセスメントを実施し、虐待の再発防止を図ります。
- ③親子分離が必要になったときは、子どもの真意を聞き取り、権利擁護を図ったうえで、家庭的養護を基本とする多様な選択肢を用意するとともに、家族再統合の支援を行います。
- ④施設退所後、里親委託解除後を見据えたリービングケア、アフターケアを充実し、退所後、委託解除後の生活が軌道に乗るまで切れ目のない支援を行います。
- ⑤①から④を着実に推進するため、必要な人材確保や人材養成を行います。

（3）計画期間と計画の進行管理

計画期間は10年間とし、前期（令和2年度～令和6年度）後期（令和7年度～令和11年度）毎に数値目標を設定し、前期末及び各期の中間年を目安として、計画の進捗状況の検証結果を踏まえ、必要な場合には見直しを行います。

計画の推進にあたっては、三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会での審議体制を強化し、PDCAのサイクルに基づき進行管理を行うとともに、里親推進委員会や関係団体等と随時意見交換し、見直し等に反映させていきます。

II 各論 社会的養育の推進等にかかる具体的な取組方策

1 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

代替養育を必要とする子どもの数は、困難を抱える子どもや家庭の各種資料からも、相当数の潜在的需要があると推測されます。一方で、身近な地域での支援体制が整備され、虐待につながるリスクを早期に発見し、必要な支援を行うことで、親子分離をすることなく、在宅での生活を継続できるケースも増加すると考えられます。

代替養育を必要とする子どもの推移は増減両方の要因がありますが、行き場のない子どもをつくらぬよう、子どもの最善の利益の確保を最優先に考え、当分の間は潜在的需要の顕在化が続くと想定し、子どもの数を算定します。

(1) 年齢区分別（3歳未満、3歳以上就学前、学童期以降）代替養育を必要とする子ども数の見込み

①現に入所措置又は里親等委託されている子ども数（入所措置等子ども数）の子ども人口に占める割合

代替養育が必要な子ども数の子ども人口に占める割合（H30.12.1）は、3歳未満：0.158%、3歳以上就学前：0.151%、学童期以降：0.226%であり、全体では、0.202%となります。

年齢区分 年齢（歳）	児童人口（人） ※1 A	入所措置・里親委 託子ども数（人） ※2 B	代替養育が必要な 子ども数の割合 （%）B/A
3歳未満	39,939	63	0.158
3歳以上就学前	56,133	85	0.151
学童期以降	195,315	442	0.226
合計	291,387	590	0.202

※1 児童人口：H30.10.1現在 三重県年齢別人口（三重県統計資料）

※2 H30.12.1現在 措置児童数（児童相談センター調べ）

（児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設（入所）、児童心理治療施設（入所）、自立援助ホーム、里親、ファミリーホーム）

②潜在的需要の推移

策定要領に基づき、代替養育が必要な子どもの割合を算出する際には、潜在的需要を含むこととし、次のデータを参考とします。

ア 「新規入所措置等子ども数」の過去5年間の状況及び伸び率（福祉行政報告例）

イ 「児童相談所における養護相談対応件数」の過去5年間の状況及び伸び率（福祉行政報告例）

ウ 一時保護子ども数（一時保護所・委託一時保護）の過去5年間の状況及び伸び率（児童相談センター調べ）

エ 市区町村の要保護児童対策地域協議会で管理しているケース数の過去5年間の状況及び伸び率（児童相談センター調べ）※件数把握方法の変更あり

II各論 1各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

- オ 児童相談所で受理した相談等のうち、種々の理由により入所措置又は里親委託を行っていないが、入所措置又は里親委託を必要とする可能性がある件数（子ども数）の過去5年間の状況及び伸び率
- カ 親子再統合や養子縁組推進に向けた取組の推進によって代替養育から解除されるケース数の過去5年間の状況及び伸び率
- キ 子ども・子育て支援法等に基づき、各市区町村が策定した「市町村子ども子育て支援事業計画」の社会的養育に係る事業の量等のデータ
（子育て支援課調べ）
- ク その他参考とするデータ

	項目	H26	H27	H28	H29	H30	伸び率
ア	新規入所措置人数（人）	160	148	137	139	139	86.9
イ	養護相談対応件数（件）	1,465	1,715	1,727	2,103	2,537	173.2
	うち、児童虐待相談対応件数（件）	1,112	1,291	1,310	1,670	2,074	186.5
ウ	一時保護子ども数（人）	593	799	801	845	974	164.2
エ	要対協ケース（件）※	1,776	1,338	1,123	1,177	1,287	72.5
オ	6か月以内再一時保護（人）	74	94	114	117	138	186.5
カ	代替養育解除ケース数（人）	47	38	43	43	確認中	104.9

キ	社会的養育関係事業等	実施市町数（H30）
	利用者支援事業	20市町
	うち 子育て世代包括支援センター設置	18市町
	子育て短期支援事業	17市町
	乳児家庭全戸訪問事業	29市町
	養育支援訪問事業	21市町
	地域子育て支援拠点事業	29市町

	項目	H26	H27	H28	H29	H30	伸び率
ク	①女性相談所及び県内の女性相談員が受理したDV相談（件）	1,012	1,083	969	843	882	87.2
	②児童扶養手当の受給者数（人）	14,427	13,889	13,287	12,690	12,396	85.9
	③妊娠SOSみえ「妊娠レスキューダイヤル」の相談件数（件）	72	76	75	91	85	118.1
	④10代の母による出生状況（件）	190	185	182	140	134	70.5
	⑤不登校児童・生徒数（人）	1,958	1,982	2,097	2,187	2,345	119.8
	上段：小中学校 下段：高校	737	656	634	676	771	104.6
	⑥小中学校・高校・特別支援学校のいじめ認知件数（件）	947	1,575	2,693	2,457	3,267	345.0
⑦就学援助を受けている児童・生徒数（人）H24～H28	17,175	17,463	17,503	17,681	17,851	103.9	

③社会的養護を必要とする子どもの推移

県内の18歳以下人口は平成21年度から平成30年度の10年間で約12%減少していますが、要保護児童の数は約3%増加しています。したがって、要保護児童の18歳以下人口に占める割合は10年間で約17%増加しています。(各年度の伸び率の平均約1.8%)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
要保護児童数(各年度 3.31現在) (人)	489	494	504	535	504	503	504	506	508	504
県内18歳以下人口(各 年度10.1現在) (人)	330, 904	326, 211	324, 812	321, 279	317, 012	312, 858	305, 290	301, 900	296, 328	291, 387
人口に占める率(%)	0.148	0.151	0.155	0.167	0.159	0.161	0.165	0.168	0.171	0.173

(子育て支援課、三重県統計)

④代替養育を必要とする子ども数の見込み

以上のことから、代替養育を必要とする子ども数の見込みを次のとおりとします。

各年度の児童(18歳以下・区分別)の人口 × 代替養育が必要な子どもの割合

(代替養育が必要な子どもの割合は、平成30年度の実績値3歳未満0.158%、3歳以上就学前0.151%、学童期以降0.226%に、過去10年間の伸び率の平均1.8%を毎年増加させた割合とします。)

区分	H30	R2	R6	R11
3歳未満(人)	63	63	64	64
3歳以上就学前(人)	85	85	86	87
学童期以降(人)	442	442	445	449
計	590	590	595	600

県内18歳以下人口(人)	291,387	281,575	263,666	243,653
--------------	---------	---------	---------	---------

II各論 1各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

【参考資料】

年度	H30	R 2	R 6	R 7	R11	R12
県内 0 歳～19 歳人口推計 (人)	309,146	298,595	279,603	274,855	258,381	254,263
県内 18 歳以下人口推計 (人)	291,387	281,575	263,666	—	243,653	—
3 歳未満人口	39,939	38,576	36,122	—	33,380	—
人口×子どもの割合	63	63	64	—	64	—
3 歳以上就学前人口	56,133	54,344	50,888	—	47,025	—
人口×子どもの割合	85	85	86	—	87	—
学童期以降人口	195,315	188,655	176,656	—	163,248	—
人口×子どもの割合	442	442	445	—	449	—

H30 人口三重県統計数値、および実績数

R2以降は社人研推計値（網掛け）を基に下記の割合により子育て支援課で作成

人口割合 (%)

0 歳～19 歳人口に占める 18 歳以下人口の割合	94.3
18 歳以下人口に占める 3 歳未満人口の割合	13.7
18 歳以下人口に占める 3 歳以上就学前人口の割合	19.3
18 歳以下人口に占める学童期以降人口の割合	67

代替養育が必要な子どもの割合 (%)

	H30	R 2	R 6	R11
3 歳未満	0.158	0.164	0.176	0.192
3 歳以上就学前	0.151	0.156	0.168	0.184
学童期以降	0.226	0.234	0.252	0.275

2 里親等への委託の推進に向けた取組

要保護児童を里親に委託することによって、特定の養育者との愛着関係の下で、基本的信頼関係の獲得やそれによる自己肯定感の育成、家庭生活モデルや生活技術の習得といった効果が期待できます。社会的養護においては、里親委託を優先することが原則とされていることから、児童相談所における要保護児童の措置決定にあたっては、里親委託を優先して検討しているところです。

三重県では、平成 27 年 3 月に策定した三重県家庭的養護推進計画に基づき、里親等委託の推進、里親支援の充実、ファミリーホームの設置促進・支援の充実をすすめてきました。その結果、平成 30 年度末時点で、265 世帯が里親として登録されており、99 世帯に 122 人の子どもが委託されています。また、ファミリーホームは 7 か所が運営されており、23 人の子どもが委託されています。要保護児童に占める里親等委託率は 28.8%となっており、三重県家庭的養護推進計画策定前の平成 26 年 12 月 1 日現在の里親等委託率 16.1%から大幅に上昇しました。

平成 28 年改正児童福祉法において、家庭養育優先原則に基づく社会的養育の推進が定められました。まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援しますが、家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境＝里親、ファミリーホーム」で養育されるよう、必要な措置をとることが求められました。

そのような状況の中、平成 29 年 8 月に国が発表した「新しい社会的養育ビジョン」に示された理念を基に三重県では計画終了時(令和 11 年度)の里親等委託率について、目標値を就学前児童については 60%、就学後児童については 40%としました。里親等委託のさらなる推進のため、次のとおり実施体制を整えることが必要です。

(1) フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築

①現状

フォスタリング業務とは次の一連の業務の包括的な実施体制のことをいい、その実施体制の構築に向けた計画を策定することが求められています。

- i) 里親のリクルート及びアセスメント
- ii) 里親登録前後及び委託後における里親に対する研修
- iii) 子どもと里親家庭のマッチング
- iv) 子どもの里親委託中における里親養育への支援
- v) 里親委託措置解除後における支援

現在、フォスタリング業務の実施体制については児童相談センター総務・家庭児童支援室家庭児童支援課(以下、「家庭児童支援課」)が中心になり、県内 6 児童相談所の里親担当、児童養護施設等に配置されている里親支援専門相談員や児童家庭支援センター、里親会、NPO 法人等の関係機関と連携しながら業務を行っています。

家庭児童支援課には、里親担当 2 名、里親委託推進員 1 名、家庭的養護支援嘱託員 1 名の合計 4 名の担当を配置し、また、児童相談所には、北勢児童相談所と中勢児童相談所に専任の里親担当と兼務の里親担当 2～3 名を、その他の児童相談所には、兼務の里親担当を 1 名～2 名配置しています。

II各論 2里親等への委託の推進に向けた取組

また、県内乳児院及び児童養護施設に配置された里親支援専門相談員（令和元年度末現在3乳児院に3名、9児童養護施設に9名）と協働し、各施設の活動区域を超えた連携をはかり、里親制度の普及啓発や里親研修、里親への訪問支援等を実施してきました。

家庭児童支援課は、各施設の里親支援専門相談員とは毎月定例の連絡会議を、児童相談所の里親担当とは、2か月に1回の連絡会議を開催し、里親委託等の推進に向けての情報共有や協議を行っています。

フォスタリング業務の具体的な役割分担は、i)～ii)については、一部をNPO法人や児童家庭支援センターに委託していますが、大部分は家庭児童支援課が担っています。iii)～v)については、児童相談所里親担当と里親支援専門相談員が担っています。なお、iv)のうち、里親養育相互援助事業（里親サロン事業）については、里親会に委託し、児童相談所と連携しながら取り組んでいます。

里親業務における人材配置及びフォスタリング業務展開等の経緯

年度	内容
平成18年度	家庭自立支援室に里親委託推進指導員を配置
平成25年度	家庭自立支援室に家庭的養護支援嘱託員を配置 県内3施設(1乳児院、2児童養護施設)に里親支援専門相談員を配置
平成26年度	県内12施設(3乳児院、9児童養護施設)に里親支援専門相談員を配置
平成27年度	家庭自立支援室の里親専任職員を1名増員 北勢児童相談所に里親専任職員を配置
平成29年度	中勢児童相談所に里親専任職員を配置
平成30年度	北勢児童相談所管内の児童家庭支援センターが日本財団の助成(3か年)により一部のフォスタリング業務を開始
令和元年度	フォスタリング機関育成支援事業(令和元年度)を南勢志摩児童相談所管内の児童家庭支援センターが受託し実施

②課題

現状は児童相談センターが中心となりフォスタリング業務を担っています。

里親の里親担当、各施設の里親支援専門相談員が連携し、里親普及啓発から里親訪問支援等に至るまで細やかな活動を展開し、一定の成果をあげています。

しかしながら、児童相談所職員の人事異動等により、里親支援専門相談員と連携した活動をしているものの、里親との連続した関係が築きにくい面があります。

また、三重県の地形は南北に長いこともあり、家庭児童支援課から北勢や伊賀地域、南勢志摩や紀州地域への移動距離が長く、家庭児童支援課だけでは、きめ細かい里親普及啓発等までは実施しにくい状況もあります。

さらに、国の「フォスタリング機関及びその業務に関するガイドライン」では民間フォスタリング機関への委託について、積極的な活用を検討し、地域の実情に応じたもっとも効果的なフォスタリング業務の実施体制を選択することとされています。

このことから、県がフォスタリング業務の最終的な責任を担う一方で、民間のフォスタリング機関を積極的に活用し、地域の実情に合ったフォスタリング業務の実施体制

の構築をすすめていくことが必要です。

③取組内容

具体的な取組みとして、県内に4～6か所のフォスタリング機関を整備します。民間フォスタリング機関の実施主体は児童家庭支援センターをはじめとする児童福祉施設等が想定されます。

県から委託を受けた民間フォスタリング機関は、これまで一部のフォスタリング業務（里親制度の普及啓発、里親への研修、里親の相談相互援助事業等）を担ってきたNPOや里親会とも十分に連携を行います。

里親支援専門相談員は、民間フォスタリング機関の活動区域においては民間フォスタリング機関と連携します。民間フォスタリング機関がない地域では、児相がフォスタリング機関となるため、児相と連携します。

【前期の取組】

- ・ 民間のフォスタリング機関の積極的な活用を進めていくとともに、民間フォスタリング機関未設置地域については、家庭児童支援課及び児童相談所がフォスタリング機関となりフォスタリング業務を担います。
- ・ 令和6年度末までの過渡期においては、家庭児童支援課及び各児童相談所の役割が重要と考えられ、地域の実情及び民間フォスタリング機関の体制に応じて段階的にフォスタリング業務を移行していきます。
- ・ 県全体のフォスタリング機関の連絡調整機能を家庭児童支援課が担います。
- ・ フォスタリング業務委託にかかる支援を行います（県内4～6か所）。
- ・ 過渡期における民間フォスタリング機関へのフォスタリング業務のスムーズな移行及び民間フォスタリング機関のバックアップのために、家庭児童支援課や児童相談所の職員の確保を図ります。
- ・ 各フォスタリング機関は各児相管内において里親会と連携を十分に行います。
- ・ フォスタリング機関と里親支援専門相談員との関係についてはフォスタリング機関の整備状況に応じ、整理します。
- ・ フォスタリング機関の人材育成等の観点から、フォスタリング業務に関わる職員を継続して雇用できるよう、支援を行います。

【後期の取組】

- ・ 前期の取組に加え、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を含め、フォスタリング業務の包括的な実施機関やその配置をさらに進めます。

(2) ファミリーホームの設置促進・支援の充実

①現状

ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）は、養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行う家庭養護の一環として、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（要保護児童）に対し、この事業を行う住居（ファミリーホーム）において養育を行い、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的とした養育形態です。

里親に委託できる児童数は4人が上限であるのに対し、ファミリーホームに委託できる児童数の上限は5～6人であり、里親を少し大きくした形態です。家庭養育の貴重な社会資源として、要保護児童の養育を担ってきました。

現在、県内のファミリーホームは北勢児童相談所管内に2か所、中勢児童相談所管内に2か所、伊賀児童相談所管内に3か所の7か所にあり、平成27年3月の三重県家庭的養護推進計画策定時の3か所から増加しました。それぞれのファミリーホームで複数名の子どもが養育されており、ファミリーホーム7か所のうち6か所を里親が、1か所を社会福祉法人が運営しています。

なお、「新しい社会的養育ビジョン」ではファミリーホームの運営は「その養育者が里親登録を受けている場合に限り家庭養育の一形態とみなすべきである」とされています。

②課題

ファミリーホームでは、一定の養育経験等を有し、リスクを抱えた要保護児童に対する手厚いケアが期待できることから、養育経験が豊富な里親に対する開設の働きかけが必要です。

ファミリーホームについても、養育者研修の充実や相互交流の促進など、里親と同様の支援が必要となっています。

ファミリーホームは5人もしくは6人の子どもの委託ができることから、稼働率を高め、家庭養育が必要なより多くの子どもの養育の場となることが期待されます。

③取組内容

【前期の取組】

- ・ ファミリーホームの新規開設の希望者に適切な助言を行い、ファミリーホームの新規開設を促進します。
- ・ ファミリーホームの稼働率を高め、家庭養育の必要な子どもの受け皿として可能な限り活用をしていきます。
- ・ ファミリーホームの設置にかかる支援など、ファミリーホームへの支援を拡充していきます。

【後期の取組】

- ・ 前期の取組を引き続き実施するとともに、地域での役割について、フォスタリング機関との連携を進めます。

(3) 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

年齢の低い児童、特に就学前の乳幼児の代替養育の場は、愛着形成の必要性など、子どもの発達ニーズを考慮し、家庭と同様の継続的な養育環境を提供できる里親委託を最優先すべきであると考えます。一方、学童期以降の児童については、自我の形成も進み、生活の継続性にも十分な配慮が必要であることから、子ども自身の意思表明権を保障したうえで、里親委託を推進します。

①里親等委託が必要な子ども数

国の策定要領に、次のとおり見込み数を算出します。

代替養育を必要とする子ども数（年齢区分別）

× 里親等委託が必要な子どもの割合※1

= 里親等委託が必要な子ども数

※1の算出方法

- a. 現に里親等委託されている子ども数の代替養育を必要とする子ども数に占める割合
- b. 現に一時保護している子どものうち、里親等委託が必要な子どもの割合
- c. 現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数の割合
(a～cともH30.12.1現在)

a. 里親等委託数/代替養育を必要とする子ども数(%)

3歳未満	22/63=34.9
3歳以上就学前	29/85=34.1
学童期以降	90/442=20.4

b. 現に一時保護している子どものうち、里親等委託が必要な子どもの割合(%)

3歳未満	2/5=40.0
3歳以上就学前	3/13=23.1
学童期以降	11/27=40.7

c. 現に施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数の割合(%)

3歳未満	38 (①23+②15+③0) / 41 (⑤37+⑥4) =92.7
3歳以上就学前	55 (①4+②26+③25) / 56 (⑤6+⑥50) =98.2
学童期以降	166 (④166) / 310 (⑥310) =53.5

- ①乳児院に半年以上措置されている乳幼児数
- ②児童養護施設に入所する子どもで乳児院から措置変更された乳幼児数
- ③児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数
- ④児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子ども数
- ⑤乳児院への措置数
- ⑥児童養護施設への措置数

II各論 2里親等への委託の推進に向けた取組

a～cを合算(%)

3歳未満	62 (22+2+38) / 109 (63+5+41) =56.9
3歳以上就学前	87 (29+3+55) / 154 (85+13+56) =56.5
学童期以降	267 (90+11+166) / 779 (442+27+310) =34.3

②里親等委託が必要な子ども数の見込み

①で算出した割合を参考に、フォスタリング体制の充実により、里親登録数の増加見込み等を考慮し、最終年度の里親委託率を3歳未満60%、就学前60%、学童期以降40%、全年齢45%とします。

(R6)

里親委託が必要な子どもの割合を、3歳未満48.4%、就学前48.8%、学童期以降32.3%として計算。学童期にその他の施設42を含む(委託率の計算からは除く)

区分	代替養育全体	里親・ファミリーホーム	施設
3歳未満	64	31	33
3歳以上就学前	86	42	44
学童期以降	445	130	315
計	595	203	392

(R11)

里親委託が必要な子どもの割合を、3歳未満、就学前60%、学童期以降40%として計算。学童期にその他の施設42を含む(委託率の計算からは除く)

区分	代替養育全体	里親・ファミリーホーム	施設
3歳未満	64	39	25
3歳以上就学前	87	53	34
学童期以降	449	163	286
計	600	255	345

【参考資料】

里親・ファミリーホーム委託児童数の比較

	H30委託数	R11見込み数	増減	増減率
3歳未満	22	39	+16	173%
3歳以上就学前	29	53	+23	179%
学童期	90	163	+73	181%
計	141	255	+114	181%

③里親委託の考え方について

行き場のない子どもをつくらないため、十分な受け皿の確保が必要です。

里親リクルートから研修、委託後の支援などを行うフォスタリング機関の体制整備を行い、丁寧に子どもとのマッチングを行っていきけるようにしていきます。

【参考資料1 里親等の委託の現状】

受け入れ状況 (H31. 3. 31)

養育里親	登録数 (組) a	受入れ里親 (組) b	受入れ人数 (人) c	稼働率 (%) b/a	平均受け入れ 人数 (人) c/b
	183	67	86	36.6	1.28

ファミリー ホーム	箇所数 a	定員 b	受入れ人数 (人) c	稼働率 (%) c/b	平均受け入れ 人数 (人) c/a
	7	40	23	57.5	3.29

新規里親登録数の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
里親全体 (組)	25	20	23	28	30	27	39
うち養育里親 (組)	9	5	15	16	24	22	21

H27 に児童相談センターに里親専任担当を置き、啓発等に力を入れたことから、H28 から里親の新規登録数が増加している。

新規ケースのうち里親、ファミリーホーム (FH) に委託した人数

		H26	割合 (%)	H27	割合 (%)	H28	割合 (%)	H29	割合 (%)	H30	割合 (%)
3歳未 満	里親・FH	3	6.4	5	11.6	15	34.9	11	26.8	10	23.3
	施設	44	93.6	38	88.4	28	65.1	30	73.2	33	76.7
	計	47	100.0	43	100.0	43	100.0	41	100.0	43	100.0
3歳以 上就学 前	里親・FH	2	6.1	1	3.2	0	0.0	3	15.0	5	20.0
	施設	31	93.9	30	96.8	31	100.0	17	85.0	20	80.0
	計	33	100.0	31	100.0	31	100.0	20	100.0	25	100.0
学童期 以降	里親・FH	14	17.5	17	23.0	8	12.7	13	16.7	9	12.7
	施設	66	82.5	57	77.0	55	87.3	65	83.3	62	87.3
	計	80	100.0	74	100.0	63	100.0	78	100.0	71	100.0
全年齢	里親・FH	19	11.9	23	15.5	23	16.8	27	19.4	24	17.3
	施設	141	88.1	125	84.5	114	83.2	112	80.6	115	82.7
	計	160	100.0	148	100.0	137	100.0	139	100.0	139	100.0

3歳未満、3歳以上就学前で里親・ファミリーホームに委託した割合は増加傾向にある。

II 各論 2 里親等への委託の推進に向けた取組

【参考資料2 委託率の目標値を達成するために必要な里親数】

里親委託が必要な子ども数の見込み（令和11年度）については、委託率を三重県案とし、稼働率を40%に上昇、平均受け入れ数1.28人（現状）とした場合、次のとおりとなります。（（ ）内はその他の施設42人を除いた数で、里親委託率の算出に使用します。）

区分	代替養育必要数	里親・ファミリーホーム (FH)	うち FH※	うち里親
3歳未満 (60%)	64	39	3	36
3歳以上就学前 (60%)	87	53	3	50
学童期以降 (40%)	449 (407)	163	17	146
計	600 (558)	255	23	232

※FHは、H31.3.31の人数を案分しています。

令和11年度に232人の児童を委託するのに必要な養育里親数（組）を算出すると、

$$\boxed{\text{里親数}} \times 40.0\% (\text{里親稼働率}) \times 1.28 \text{人} (\text{平均受け入れ人数}) = 232$$

$$232 \div 1.28 \div 0.400 = \boxed{454}$$

となり、平成30年度末の養育里親数183組から271組の増加が必要であり、11年後の令和11年度に達成するには年間25組の純増が必要です。

指標

最終案で記載

II各論 3 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
3 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

①現状

令和元年6月の民法一部改正により特別養子縁組制度が改正され、養子となる者の年齢要件の引き上げ、特別養子縁組申立の手続きの二段階化と児童相談所長への申立権の付与、実親の同意撤回の制限等が規定されました。

平成29年8月に国がした「新しい社会的養育ビジョン」では、パーマネンシー保障(※1)の観点から、概ね5年以内に現状の約2倍である年間1,000人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も成立数の増加をはかっていく方向です。三重県の場合、平成23年度以降の特別養子縁組成立件数は年間4件から13件で推移しています。

特別養子縁組成立件数の推移

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
成立件数	4	4	12	6	8	13	12	10

出所：最高裁判所 司法統計及び法務省ホームページ

※平成29年度、平成30年度は司法統計により受付数を計上

また、平成30年4月から「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」が施行され、養子縁組あっせん事業を行う場合、これまでは届出により事業の実施が可能でしたが、法の施行に伴い、都道府県知事の許可が必要となりました。現在まで県内で活動している民間あっせん機関はありません。

児童相談所では、特別養子縁組を前提とした里親登録を行うとともに、児童を受託した里親に対し、市町と連携した里親委託後の養育支援や特別養子縁組申立の手続きの支援を行い、特別養子縁組成立まで細やかにサポートしています。

民間あっせん機関により家庭裁判所に特別養子縁組の申立が行われた場合は、家庭裁判所から児童相談所への調査嘱託により、児童相談所が特別養子縁組の適否に関する調査等を行っています。

(※1：パーマネンシー保障)

永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障のこと。

②課題

制度改正により特別養子縁組における養子の年齢要件が原則15歳未満に引き上げられたことを受け、特別養子縁組の増加に向け、制度改正の内容を広く周知・啓発していく必要があります。

また、代替養育を提供する側もパーマネンシー保障の理念を念頭に、実親や親族による家族再統合が極めて困難な子どもに対して、里親や施設養護から養子縁組を前提とした処遇に移行する必要があるか、現在委託されている里親との将来的な養子縁組の可能性がないかなどの検討を積極的に行い、すべての子どものパーマネンシー保障がなされるよう取り組んでいくことが必要です。

II 各論 3 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

児童相談所が関与した場合、特別養子縁組成立後は里親家庭として受けてきた支援が一旦終了し、家庭への支援は地域における母子保健や子育て支援といった在宅支援に移行することが一般的です。しかしながら、真実告知や生い立ちの整理、ルーツ探しなど特別養護縁組に特有の相談支援のニーズがあることから、特別養子縁組成立後も相談者のニーズに応じた相談支援体制の充実が必要と考えられます。

今後は、児童相談所と市町、里親会、児童福祉施設、フォスタリング機関等が連携し、子どもの最善の利益を念頭に対象となる児童のパーマネンシー保障がなされるよう、特別養子縁組の相談支援が適切に行われる体制を構築することが求められます。

現在、県内には民間あっせん機関はありませんが、今後、希望する事業者があれば申請等の手続きについて助言し、支援や連携を適切に行う必要があります。

③取組内容

【前期の取組】

- ・ 特別養子縁組制度の周知・啓発について、児童相談所と市町、里親会、児童福祉施設、フォスタリング機関等が連携し、県民への周知・啓発をはかります。
- ・ 児童相談所における養子縁組に関する相談支援体制の整備を進めます。
- ・ 特別養子縁組の検討対象となる子どもの数を把握の上、特別養子縁組によるパーマネンシー保障を優先して進めます。
- ・ 民間あっせん機関ができた場合、民間あっせん機関に対する支援や連携を進めます。

【後期の取組】

- ・ 特別養子縁組成立前は児童相談所や民間あっせん機関が、特別養子縁組成立後は市町が主に相談を担うのが一般的ですが、フォスタリング機関の整備状況に合わせ、フォスタリング機関が特別養子縁組成立前後も一貫して相談を受けることができるよう、相談支援体制の整備を進めます。

指標

最終案で記載

4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

乳児院、児童養護施設は、これまで社会的養護が必要な子どもの養育の場として中心的な役割を果たすとともに、豊富な経験とノウハウを蓄積してきました。施設の安定的な運営に最大限配慮しつつ、培ってきた経験とノウハウを生かして、家庭的養護の一層の充実、ケアニーズの高い児童に対応する高機能化、施設の多機能化を推進します。

(1) 施設で養育が必要な子ども数の見込み

①現状

県内の18歳以下の人口は、平成21年から30年の10年間で、約12%減少していますが、要保護児童の数は約3%増加しています。したがって、要保護児童の18歳以下人口に占める割合は、10年間で17%増加しています。(各年度の伸び率の平均：約1.8%)

	H30	R 2	R 6	R11
18歳以下人口推移	291,387	281,575	263,666	243,653
3歳未満	39,939	38,576	36,122	33,380
3歳以上就学前	56,133	54,344	50,888	47,025
学童期以降	195,315	188,655	176,656	163,248

②見込み

代替養育が必要な子どもの割合は、平成30年度の実績値

3歳未満：0.158%

3歳以上就学前：0.151%

学童期以降：0.226%

に、過去10年の伸び率の平均1.8%を毎年増加させた割合とします。

	H30	R 2	R 6	R11
代替養育が必要な子ども数	590	590	595	600
3歳未満	63	63	64	64
3歳以上就学前	85	85	86	87
学童期以降	442	442	445	449

※学童期以降の人数には、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホームでの代替養育が必要な子どもの数42人を含む

施設で養育が必要な子どもの割合は、「代替養育が必要な子どもの数」から各年齢区分別に次の里親委託率を乗じた残数とします。

	R 6	R11
3歳未満	48.4%	60.0%
3歳以上就学前	48.8%	60.0%
学童期以降	32.3%	40.0%

Ⅱ各論 4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

	R 6	R11
施設で養育が必要な子ども数	3 5 0	3 0 3
3 歳 未 満	3 3	2 5
3 歳以上就学前	4 4	3 4
学 童 期 以 降	2 7 3	2 4 4

※学童期以降の人数は、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホームでの代替養育が必要な子どもの数を除いたものから算出

(2) 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

①現状

平成 27 年 3 月に策定した三重県家庭的養護推進計画（以下「前計画」）に基づき、各施設において平成 41（令和 11）年度末までに、全要保護児童のうち、小規模グループケア化された本体施設で概ね 36%、分園型小規模グループケアおよび地域小規模児童養護施設のいわゆるグループホームで概ね 31%のケア割合（里親、ファミリーホームで概ね 33%）となるよう、取組を進めてきました。

各施設においては、前計画の方針に基づいて、平成 26 年度から施設整備などを行い、平成 31 年 3 月末現在、以下のとおり計画が進みました。

	実績		目標（見込み）		
	平成 26 年度 (H26. 12. 1)	平成 30 年度 (H31. 3. 31)	令和元年度 (前期) (R2. 3. 31)	令和 6 年度 (中期) (R7. 3. 31)	令和 11 年度 (後期) (R12. 3. 31)
本体施設	411 人 (76. 1%)	278 人 (55. 1%)	310 人 (57. 4%)	242 人 (44. 8%)	194 人 (35. 9%)
グループ ホーム	42 人 (7. 8%)	81 人 (16. 1%)	98 人 (18. 1%)	142 人 (26. 3%)	166 人 (30. 7%)
里親・ファ ミリーホ ーム	87 人 (16. 1%)	145 人 (28. 8%)	132 人 (24. 5%)	156 人 (28. 9%)	180 人 (33. 3%)
合計	540 人	504 人	540 人	540 人	540 人

【施設の小規模化、地域分散化の状況】

ア 本体施設

定員は、前期末目標が 310 名であったところ 278 名となり、目標より 32 名減少が進みました。（将来的には 194 名）

ケア割合は、前期末目標が概ね 60%であったところ概ね 55%となり、目標より 5 ポイント減少が進みました。（将来的には概ね 36%）

小規模グループケア（ユニット）は、前期末目標が 40 ユニットであったところ、39 ユニットとなり、目標まで 1 ユニットです。（将来的には 47 ユニット）

Ⅱ各論 4施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
イ グループホーム

定員は、前期末目標が98名であったところ92名となり、目標まで6名です。(将来的には166名)

ケア割合は、前期末目標が概ね18%であったところ概ね16%となり、目標まで2ポイントです。(将来的には概ね31%)

グループホーム数は、前期末目標が16か所であったところ15か所となり、目標まで1か所です。(将来的には27か所)

【多機能化の状況】

児童相談所管内で施設機能のない区域は、紀州児童相談所管内となっています。

なお、一時保護委託専用ユニットが、北勢児童相談所管内の乳児院にて1か所6名分、鈴鹿児相、中勢児相管内の児童養護施設にて2か所10名分整備されています。

また、施設において、直接処遇職員や専門的職員の加配を行っており、入所児童への手厚い処遇に取り組んでいます。

《三重県家庭的養護推進計画（全体）の進捗状況》

乳児院

	本体		
	定員	ユニット数	備考
平成30年度末の状況	45	7	一部小舎制あり
令和2年度末（前期末）	45	4	一部小舎制あり
令和6年度末（中期末）	45	9	オールユニット化
令和11年度末（後期末）	45	9	オールユニット化

児童養護施設

	本体			グループホーム（GH）		
	定員	ユニット数	備考	定員	GH数	備考
平成30年度末の状況	318	32	一部小舎制あり	92	15	
令和2年度末（前期末）	331	36	一部小舎制あり	98	16	
令和6年度末（中期末）	278	36	一部小舎制あり	142	23	
令和11年度末（後期末）	256	38	オールユニット化	166	27	

②課題

施設の高機能化および多機能化・機能転換を進める必要があります。また、小規模化かつ地域分散化を一層推進する必要があります。

高機能化、小規模化等を図るにあたり、必要な人材確保および資質向上、施設整備への支援が必要です。

③取組内容

【前期の取組】

- ・ 本体施設の小舎制を解消し、オールユニット化を進めます。
- ・ 1小規模グループケアにおける定員を6名までとします。

II 各論 4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・ グループホームを増設し、本体施設の定員を分散するなどの、小規模化かつ地域分散化を行います。
- ・ ケアニーズが高い児童をケアするためのユニット（専門的ケアユニット）への転換、一時保護委託専用ユニットへの転換などの、高機能化および多機能化・機能転換を行います。
- ・ 施設が高機能化、小規模化等を行うにあたり、施設に必要な人材の確保や職員の資質向上に向けた取組、施設整備への支援を行います。

【後期の取組】

- ・ 引き続きグループホームを増設し、本体施設の定員を分散するなどの、小規模化かつ地域分散化を行います。
- ・ 専門的ケアユニットへの転換、一時保護委託専用ユニットへの転換などの、高機能化および多機能化・機能転換を一層進めます。
- ・ 引き続き、施設が高機能化、小規模化等を行うにあたり、施設に必要な人材の確保や職員の資質向上に向けた取組、施設整備への支援を行います。

《施設の高機能化、小規模化等推進計画案》

乳児院

	本体			一時保護委託専用ユニット		
	定員	ユニット数	備考	定員	ユニット数	備考
令和6年度末（前期末）	45	7	一部小舎制あり	6	1	
令和11年度末（後期末）	35	7	オールユニット化	11	2	

児童養護施設

	本体			グループホーム（GH）			一時保護委託専用ユニット		
	定員	ユニット数	備考	定員	GH数	備考	定員	ユニット数	備考
令和6年度末（前期末）	279	37	一部小舎制あり	110	18		37	8	
令和11年度末（後期末）	206	35	オールユニット化	156	26		49	10	

（3）母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホームの役割分担と連携強化

代替養育を必要とする児童にはさまざまな課題があり、一人ひとりの特性に応じた最適な支援を提供できるよう関係施設との役割分担と連携強化を進めます。

①母子生活支援施設

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準じる事情のある女子及びその者が監護する児童が利用する施設です。県内に5施設あり、入所定員は87世帯（暫定定員78世帯）となっています。

近年は、DV被害者の保護を目的とした広域的な利用が増加していますが、従来から母子を分離せずに入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設であり、在宅の母子家庭の安定した生活をサポートするため、短期入所での活用など、市町と連携し支援の充

Ⅱ各論 4施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
実を図ります。

②児童心理治療施設

児童心理治療施設は、家庭環境や学校における交友関係その他の環境上の理由により、社会生活への適応が困難になった児童が短期間利用する施設です。県内には1施設あり、定員は入所30人、通所10人（暫定定員7人）となっています。

施設の機能や利用対象となる児童の特性について、福祉、学校関係者等への周知に努め利用促進を図るとともに、併設する小中学校分校と協力し、支援の充実を図ります。

また、三重県子ども心身発達医療センターをはじめとする医療機関や原籍校、地域との連携を強化します。

③児童自立支援施設

児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童が利用する施設です。県内には1施設あり、定員は入所60人（暫定定員27人）となっています。

近年は、不良行為だけでなく、被虐待経験や障がい等を有するなど、複合的な課題を抱えた児童の入所が増加しており、施設の特徴である夫婦小舎制の家庭的な環境のもとで、併設する小中学校分校と協力し、支援の充実を図ります。

④自立援助ホーム

自立援助ホームは、なんらかの理由で家庭にいられなくなり、働かざるを得なくなった原則15歳から20歳までの青少年に暮らしの場を提供する施設です。県内には2施設あり、定員は15人となっています。

義務教育終了時点で施設や家庭から出て働かなければならない児童は、自分一人で生活できる状況にあるとは言い難いのが現状であり、暮らしの場の提供とともに、大人との信頼関係を構築し社会で生き抜く力を身に付け、経済的にも精神的にも自立できるよう支援の充実を図ります。

指標

最終案で記載

5 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

①現状

【意見聴取・アドボカシー】

一時保護や措置決定に際し、子どもに十分な説明を行いながら進めているものの、意見表明を受けて行われてはいない状況です。

平成 30 年度から児童相談所職員等を対象にアドボケイト養成研修を行い、「子どもの自尊感情や自信を高め、困難な課題を自分で解決できるという気持ちを持たせる」「子どもが言いたいことを言う機会を持ち、耳を傾け、子どもの権利を保護する」といったアドボカシーの原則等を学びました。

また、平成 30 年度に一時保護所においてアドボケイトの試行的取組を実施しています。

【措置されている子どもの権利擁護】

平成 13 年度から、「子どもの権利ノート（※1）」を児童養護施設に入所する子どもに配付し、内容を説明しています。

平成 19 年度から、権利擁護プログラム「CAP プログラム（※2）」等を児童養護施設および福祉型障害児入所施設で実施しています。

平成 20 年度から、生（性）教育（※3）を児童養護施設等で実施しています。

平成 30 年度から、児童相談センターに措置児童向けの権利擁護相談専用電話を新設し、当該電話を含めた電話相談先一覧ポスターを児童養護施設内に掲示しています。

また、「子どもの権利擁護手紙（※4）」を作成し、児童養護施設入所児童及びファミリーホーム委託児童に配布し、内容を説明しています。

さらに、里親登録前研修（基礎研修）の中で子どもの権利擁護について取り上げ、受講者に対して説明しています。

ケアの質の向上を図るため、施設の特徴を生かした施設ごとの運営指針や里親養育指針に沿った取組を促進するとともに、各施設では、3年に1度の実施が義務化された第三者評価を行っています。

被措置児童等虐待の禁止については、施設への周知徹底や、入所児童や関係機関等への周知等、発生の予防にも取り組んでいます。

（※1：子どもの権利ノート）

プライバシーの尊重や意見表明、困ったときの相談先など、施設で生活する上で保障されている権利についてまとめた冊子。子どもが自分の権利について知ることができるよう、施設入所時に子どもに手渡しています（平成 20 年度に改訂）。

（※2：CAP プログラム）

子どもへの暴力防止（Child Assault Prevention）プログラム。子どもが生きていくために必要な権利について子どもも周囲の大人も学び、子どもの権利を奪おうとするさまざまな暴力から自分を守るための方法を考える人権教育プログラム。

（※3：生（性）教育）

狭義の「性教育」だけではなく、加害・被害防止のために、自分の権利をまもることと相手の権利をまもること等を教えています。

（※4：子どもの権利擁護手紙）

措置中の生活で権利侵害等があったときに相談するための手紙。宛先は児童相談センターで、料金受取人払の封筒を使用。

②課題

一時保護や措置された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見をくみ取る方策、子どもの権利を代弁する方策が整備されていない状況です。

児童福祉に関わる全ての関係者が、子どもの権利擁護（アドボカシー）について理解しているとともに、アドボケイトの人材養成を行う必要があります。

令和元年6月に公布された児童福祉法等の改正において、子どもの意見表明権を保障する仕組みについて、施行後2年をめどに検討を加え、必要な措置を講ずるとなっていることから、このことを考慮した対応が必要です。

子どもの権利ノート、権利擁護手紙等の取組について、児童養護施設以外の施設や里親等では充分取り組めていない状況です。

③取組内容

【前期の取組】

- ・ 子どもの意見表明権についての権利の啓発を進めます。
- ・ 令和元年度以降も引き続き研修を実施し、児童養護施設職員等に受講対象を広げ、子どもたちと接している県内関係者にアドボケイト、アドボカシーの考えを浸透させていきます。
- ・ 児童福祉審議会の活用等、意見表明を受け付ける窓口を整備します。
- ・ 里親・ファミリーホーム委託児童用の「子どもの権利ノート」を作成・配布し、子どもへの説明を行います。
- ・ 全施設（重心施設除く）・里親・ファミリーホームにおいて「子どもの権利擁護手紙」を導入します。
- ・ 被措置児童等虐待については、引き続きその発生予防に取り組みます。

【後期の取組】

前期の取組に加え、

- ・ 代替養育の措置・変更時及び継続の際、定期的に子どもの意見確認をする仕組みを構築します。
- ・ 第三者機関による子どもの意見表明を保障する仕組みづくりを進めます。

指標

最終案で記載

6 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

①現状

【施設退所後の生活実態等の把握】

児童養護施設退所後の生活状況などを把握し、退所後の自立支援につなげていくため、平成29年度に県内の児童養護施設退所者を対象にアンケート調査を実施しました。調査結果からは、退所後も多くの方が施設の職員と連絡を取り合うなど施設を頼りにしていることや、入所中に行政等の各種手続きやお金の管理などを習得してもらう必要があることがわかりました。また、大学等へ進学する意識が低かったことや、約4割の方が初めて勤めた職場を離職している実態がわかりました。

【経済的な支援】

児童養護施設等を退所し、就職や進学する者が安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、家賃相当額や生活費、各種資格の取得費に充てる自立支援資金貸付事業を実施しています。これらの貸付金は一定期間の就労を条件に返還が免除されます。

また、児童入所施設措置費により就職支度費、大学進学等自立生活支度費を支給しています。

施設においても、入所中に受給した児童手当を積み立て、退所時の支援に充当しています。

【その他の支援】

児童養護施設等を20歳になったことにより退所しなければならなくなった者のうち、引き続き支援の必要性が高い者等に対して、22歳まで児童養護施設等で生活の場を確保し、必要な支援を行う社会的養護自立支援事業を実施しています。

自立援助ホーム（2箇所、定員15名）においては、環境上の理由等により生活指導を要する児童を入所させ、必要な支援を行っています。また、大学等に在学中で、自立援助ホームを20歳になったことにより退所しなければならなくなった者のうち、支援が必要な者に対して、引き続き自立援助ホームでの22歳までの生活費を支援する就学者自立支援事業を実施しています。

施設退所児（者）が就職等に際してアパート等を賃借する場合等に、身元保証人となった施設長等が支払う損害保険料を助成する、施設退所児身元保証補助事業を実施しています。

要保護児童に適切な未成年後見人が見つからない場合、当該児童が成人になるまでの間、家庭裁判所の後見人選任を受けた弁護士等に報酬を支払う未成年後見人支援事業を実施しています。

児童養護施設退所者は進学後の中退や就職後の早期離職が多いことから、施設入所中から退所後の生活や仕事について考える機会を提供するため、施設退所者を積極的に雇用する事業主や児童養護施設出身の大学生等をアドバイザーとして派遣しています。

退所者が施設等へ帰省した際の宿泊等に要した経費の一部を補助しています。

三重県児童養護施設協会により、高校生交流会や自立を励ます会が実施されています。

②課題

児童養護施設や里親家庭で暮らす子どもたちは、原則高校を卒業すると自立を求められますが、親からの支援が期待できない中で、高等教育機関への低い進学率や早期離職が課題となっています。

施設、企業、NPOなど多様な主体が連携協力し、施設入所中から退所後まで切れ目のない生活支援、就労支援体制を整備することが必要です。

③取組内容

【前期の取組】

- ・ 引き続き、自立支援資金貸付事業や措置費による進学、就職支援、社会的養護自立支援事業、就学者自立支援事業、施設退所児身元保証補助事業、未成年後見支援事業等を実施していきます。
- ・ 施設に自立支援にあたる専任職員を配置するなど、施設内における入所中から退所後までの相談支援体制を整備します。
- ・ 社会的養護が必要な児童の自立支援に理解のある企業やNPO等による就労支援のネットワークづくりを進めるとともに、施設外における相談支援体制を整備します。

【後期の取組】

- ・ 前期の取組を継続します。
- ・ 退所後の支援体制を充実させるため、施設外における支援拠点の設置を検討します。

指標

最終案で記載

7 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

(1) 市町の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組

①現状

市町における児童相談体制強化のため、下記の支援・取組を行っています。

定期協議：体制と連携の強化に向けて必要に応じて協議を実施。

アドバイザー派遣：要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」）の運営に関して助言。

スーパーバイザー派遣：児童家庭相談援助業務に対する助言。

ブロック別研修：警察と教育委員会との連携強化のための事例検討会。

児童相談担当職員研修：児童福祉および母子保健担当、保育所職員を対象とした研修会。

情報交換会：要対協運営についての県内市町間の情報交換会開催。

その他、児童福祉法改正により義務化された要対協調整担当者研修や児童福祉司相当の資格要件取得が可能な指定講習会を開催しています。

また、市町職員を児童相談所に受け入れ、児童相談対応の中心となる人材を育成しています。

②課題

市町においては要対協の基盤づくりや、児童福祉と母子保健との連携は図られつつありますが、市の体制は児童虐待対応の職員配置は非常勤職員によるところが多く、また町でも児童虐待以外の業務を兼務しているところが多いため、体制としては脆弱なところが見られます。

平成 28 年の児童福祉法改正により、市町における支援体制充実のために支援拠点の整備が努力義務となり、平成 30 年の児童虐待防止対策体制総合強化プランでは、令和 4 年度までに全市町村に設置にすることとなりましたが、現在県内には支援拠点が整備された市町がない状況です。

③取組内容

【前期の取組】

- ・ 現状の取組を継続し、更なる児童相談体制強化を図ります。
- ・ 県内全市町に設置される予定の子育て世代包括支援センターとの連携を進めます。
- ・ 子ども家庭総合支援拠点の設置検討・活用に向けた研修等の支援を行います。
- ・ 子育て世代包括支援センターの中心となる役割を果たす母子保健コーディネーターの人材育成を行います。

【後期の取組】

- ・ 前期の取組に加え、設置された子ども家庭総合支援拠点職員への研修実施により専門性を確保します。

(2) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

①現状

児童家庭支援センター（以下、児家セン）は、児童福祉法第44条の2に定められた児童福祉施設であり、次の事業を実施しています。

- ア 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う。
- イ 市町の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。
- ウ 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な児童及びその家庭についての指導を行う。
- エ 里親やファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行う。
- オ 児童家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。

本県においては児家センの設置促進をはかっており、現在、県内には5か所の児家センが設置されています。なお、紀州児相管内には現在、児家センは設置されていませんが、令和2年度に設置を予定している法人があります。

②課題

相談件数の多い児家センがある一方で、相談件数に伸び悩む児家センもあります。また、設置して間もない児家センでは、地域における周知や相談機能の体制の構築に努めているところではあります。

児家センの役割は地域における要支援家庭や要保護家庭の在宅支援において多岐にわたることから、研修等を通じた人材育成や児家センの運営事業費補助金の拡充に努め、相談機能の強化が必要です。

市町に子ども家庭総合支援拠点を整備していくことが求められていますが、児家センとの関係や連携方法についても整理が必要です。

里親支援の充実が求められ、児家センにも里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施主体としての役割も期待されています。

③取組内容

【前期の取組】

- ・ 県内6か所の児相管内毎に児家センを設置します。
- ・ 県内児家センの周知と相談機能の充実を図ります。
- ・ 市町に子ども家庭総合支援拠点を整備していくなかで、児家センとの関係を整理し、連携体制の構築を進めます。
- ・ 地域のニーズに応じた新たな児家センの設置を進めます。
- ・ 里親支援体制の機能の充実（フォスタリング事業の事業委託をした場合の県等との連携など）を図ります。

【後期の取組】

- ・ 前期末までに整備した県内各地での児家センの相談機能の充実を図ります。
- ・ 前期末までに整備した児家センに加え、1児相管内で、人口が多いところや面積

- II各論 7 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組
が広いところについて、所管区域分けを行い、児相管内に複数の児家センを設置
する必要がある場合は新たな児家センの整備を進めます。
- ・ 市町に整備された子ども家庭総合支援拠点との連携体制を確立します。

指標

最終案で記載

8 一時保護改革に向けた取組

①現状

児童虐待相談対応件数の増加に伴い、年々一時保護対応ニーズも高まっています。県内においては、リスクアセスメントツール導入により、迅速かつ適切な保護の実施に努めており、一時保護数は増加傾向にあります。一時保護所での保護には定員による限界があり、委託による一時保護数が増加しています。

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
所内保護 件数	381	476	495	486	492
委託保護 件数	212	323	306	359 (87)	482 (110)
合計	593	799	801	845	974

() 一時保護専用施設での合計件数

児童相談所に併設の一時保護所は県内2か所（中勢児童相談所15名、北勢児童相談所20名）となっています。

一時保護専用施設の整備が、平成29年度より2か所（津市内児童養護施設で6名定員、四日市市内乳児院で6名定員）、令和元年度より1か所（鈴鹿市内児童養護施設で6名定員）で行われ、一時保護定員枠（合計16枠）を確保しています。

令和2年度も1か所（児童養護施設で6名定員）で整備予定であり、一時保護の場の地域分散化を進めている状況です。

職員の権利擁護に関する研修会への参加や、一時保護所における子どもアドボカシーの試行的取組（平成30年度から継続）など、権利擁護に関する取組を実施しています。

一時保護所に対する第三者評価は未実施です。

②課題

一時保護ガイドラインを踏まえ、現状において子どもの最善の利益を守るための保護、子どもの権利を守る仕組みなど実効ある見直しを進める必要があります。また、現在の対応について、子どもに安全感、安心感をもたらすような個別ケア・アセスメントの適切な実施など、一時保護ガイドラインを踏まえた対応になっているか検討が必要です。さらに、第三者による評価導入、児童福祉審議会（本県の場合、社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会）での意見表明の方法（相談窓口の設置等）についての検討と整備が必要です。

一時保護に関わる職員の育成方法、研修のあり方等について、勤務形態等から、研修に参加できる機会が少ない状況であり、検討が必要です。

増加傾向にある保護ニーズに対応していけるような受け皿の適切な整備及び確保（一時保護の場の拡大）が必要です。個室対応等のプライバシーに配慮した十分な空間の確保が必要です。

③取組内容

【前期の取組】

- ・ 一時保護においては、子どもの安全確保のみならず、子どもの権利擁護を図るための仕組みが必要なことから、第三者評価の活用等を進める対策を講じます。
- ・ 子どもからの意見・評価を確認する方法（子どものアンケート等）を確立します。
- ・ 一時保護所への第三者評価導入に向けて、一時保護所職員が一時保護ガイドラインに基づく自己評価の実施を通して子どもの権利に配慮した一時保護のあり方検討及び改善に向けた取組を実施します。
- ・ 一時保護にかかわる職員の育成支援（研修等による専門性の向上と意識共有）を行います。
- ・ 引き続き、一時保護の場の地域分散化（一時保護専用施設の整備、一時保護委託可能な里親等の確保）を促進します。

【後期の取組】

- ・ 評価に基づいて第三者評価の導入を実施します。
- ・ 委託一時保護との役割分担を進め、一時保護所の必要定員数を見直すとともに、一時保護所（特に北勢児相）のハード面の整備（大部屋の個室整備等）を進めます。
- ・ 児童福祉審議会での意見聴取の方法について、国による調査内容を踏まえながら本県での実施方法を確立します。

指標

最終案で記載

9 児童相談所の強化等に向けた取組

(1) 都道府県（児童相談所）における人材確保・育成に向けた取組

①現状

児童相談所を取り巻く状況は厳しい状況であり、児童虐待相談対応件数は年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たず、深刻な社会問題となっています。

児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移（単位：件）

年度	H26	H27	H28	H29	H30
全国	88,931	103,286	122,575	133,778	159,850
三重県	1,112	1,291	1,310	1,670	2,074
前年度比	—	116.1%	101.5%	127.5%	124.2%

注) 平成 30 年度の全国の数値は速報値

こうした状況に対応するため、平成 28 年の改正児童福祉法では児童虐待対策強化の一環として、児童相談所及び市町村の体制・専門性の強化やすべての中核市・特別区への児童相談所設置等が対策として講じられました。

さらに、平成 30 年 3 月に東京都目黒区で発生した 5 歳女児の児童虐待死亡事案を受け、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議で「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が決定され、これに基づき「児童虐待防止対策総合強化プラン」が策定されました。

また、平成 31 年 1 月に千葉県で発生した小学 4 年生女児の児童虐待死亡事案を受け、同年 2 月 8 日に再び児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議が開催され、緊急総合対策の更なる徹底・強化について対策に取り組むことが示されました。

これまでの児童相談所の体制強化の経緯

年度	内容
平成 17 年度	平成 16 年度の児童福祉法改正を受け、県内の児童相談所を統合した児童相談センターを設置(中央児童相談所の中央機能、市町の体制強化、人材育成、里親推進、他都道府県との連絡調整等を担う。) ※現在、児童相談強化支援室に現職の警察官と、非常勤嘱託員の弁護士を配置。北勢児童相談所には非常勤の警察官 OB を配置 ※北勢児童相談所と中勢児童相談所には専任の保健師を配置し、その他の児童相談所には兼任の保健師を配置
平成 24 年度	児童福祉法等の法改正に合わせて必須研修や市町への研修を強化
平成 26 年度	平成 24 年度の 2 件の乳児の虐待死亡事例の発生を受け、アセスメントツールを開発し運用開始
平成 30 年度	三重県市長会、三重県町村会、三重県警察本部および県の四者で「児童虐待の防止、早期発見及び早期対応に向けた連携の強化に関する協定」を締結し、連携を強化
令和元年度	北勢児童相談所の鈴鹿・亀山地域の課を独立させ、県内では 39 年ぶりの新設となる鈴鹿児童相談所を設置。県内 6 児童相談所体制となる。

②課題

児童相談所の相談件数増加による児童相談所の業務負担は大きくなってきており、「児童虐待防止対策総合強化プラン」により、職員の確保と、資質の向上が求められています。

現在の児童福祉司のうち6割以上が児童福祉専門職以外（行政職、看護職、教職員等）です。児童相談所に求められている児童家庭福祉に関する高い専門性を保証するために児童福祉職の比重を高める必要があります。

平成28年改正児童福祉法附則第3条の趣旨は、全ての中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにすることです。

県内では、2市が中核市の条件を満たしており、移行に際して児童相談所設置に向けた支援を行う必要があります。

平成31年4月 旧プランによる経過措置の配置基準と現員数

	児童福祉司	スーパーバイザー	児童心理司
配置基準数	54	9	29
現員数	57	4	23

注) 児童福祉司は人口4万人に1人

2022年度 新プラン完成時の配置基準

	児童福祉司	スーパーバイザー	児童心理司
配置基準数	83	14	40

注) 児童福祉司は人口3万人に1人

③取組内容

【前期の取組】

- ・ 児童虐待等に対応する職員の適切な人材の確保、配置及び研修等による資質の向上に向けた取り組みを進めます。
- ・ AI等先端技術の活用に取り組み、より高度な児童相談体制の構築を進めます。
- ・ 県内市の中核市への移行に際して、児童相談所設置にむけた情報提供等の支援を行います。

【後期の取組】

- ・ 前期に引き続き、人材確保、職員の資質向上、先端技術の活用等による児童相談所体制の強化に取り組みます。
- ・ 中核市が児童相談所を設置した場合は県として必要な支援を行います。

指標

最終案で記載

Ⅲ 資料編

最終案で記載

子どもを虐待から守る条例 改正案
(中間案)

令和元年 12 月
三重県

採番	現行条例	改正条例案	備考
	第一章 総則	第一章 総則	
1	(目的) 第一条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本的な考え方、県の責務、地域社会の役割、指針の策定、通告に係る対応等を定めることにより、県民全体で子どもを虐待から守り、もって次代の社会を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。	(目的) 第一条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本的な考え方、県、市町及び県民の責務、関係機関等及び地域社会の役割、通告に係る対応等を定めることにより、県民全体で子どもを虐待から守り、もって次代の社会を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。	【修正・追記】 ・市町の責務及び関係機関等の役割を追記 ・「指針の策定」表記を削除
2	(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下この条において「法」という。）第二条に規定する児童をいう。 二 保護者 法第二条に規定する保護者をいう。 三 虐待 法第二条に規定する児童虐待をいう。	(定義) 第二条 (略)	
3	(基本的な考え方) 第三条 虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、虐待を決して行ってはならない 2 子どもを虐待から守るための施策は、子どもの利益に最大限配慮したものでなければならない。 3 県民全体として、次代の社会を担う子どもが健やかに育つ社会の形成に向けて取り組まなければならない。	(基本的な考え方) 第三条 虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、虐待を決して行ってはならず、また、これを許してはならない。 2 <u>虐待の防止に当たっては、虐待が社会的、経済的その他様々な要因により、あらゆる家庭において起こりうるという認識のもとに、子育て家庭が孤立しない社会の実現に向けて取り組まなければならない。</u> 3 <u>子どもを虐待から守るための施策の実施に当たっては、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最大限に考慮しなければならない。</u> 4 県民全体として、次代の社会を担う子どもが健やかに育つ社会の形成に向けて取り組まなければならない。	【修正・追記】 ・虐待を許してはならず、子育て家庭が孤立しない社会の実現に向けた取組を追記 ・三重県子ども条例の制定、平成28年の児童福祉法改正等との整合を図り、「子どもが権利の主体であること」、「子どもの最善の利益」の記載に修正
4	(県の責務) 第四条 県は、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最優先としなければならない。 2 県は、子どもを虐待から守るため、必要な施策を講ずるとともに、必要な体制を整備しなければならない。 3 県は、子どもを虐待から守るため、市町の施策又は事業、関係機関、関係団体又は子どもを虐待から守ることに関連する活動を行う者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）の事業又は活動及び地域社会の取組を積極的に支援しなければならない。	(県の責務) 第四条 (略)	
5		(市町の責務) 第五条 <u>市町は、子どもを虐待から守るため、県及び関係機関等と連携し、子ども及び子育て家庭に身近な場所で虐待の防止に係る施策の充実に努めるものとする。</u>	【新規】 ・平成28年の児童福祉法改正により、県と市町の役割・責務が明確化されたことを踏まえ、「市町の責務」として、家庭に身近な場所で虐待の防止に係る施策の充実に努める旨を規定

採番	現 行 条 例	改 正 条 例 案	備 考
6	<p>(県民の責務)</p> <p>第五条 県民は、虐待を許してはならない。</p> <p>2 県民は、子どもを虐待から守るための施策、事業、活動等に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>(市町との協働)</p> <p>第六条 県は、市町が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について必要な協力を行うものとする。</p> <p>2 県は、市町に対し、保健、医療、福祉、教育等の各分野における連携を強化し子どもを虐待から守るための役割を積極的に果たすよう協力を求めるものとする。</p>	
7	<p>(保護者の責務)</p> <p>第六条 保護者は、虐待を決して行ってはならず、その子どものしつけに際して人権に配慮し、その子どもの心身の健全な発達に努めなければならない。</p> <p>2 保護者は、子どもを虐待から守ることについて理解を深め、必要な支援が得られるよう努めるものとする。</p>	<p>(県民の責務)</p> <p>第七条 県民は、<u>基本的な考え方にのっとり、子ども及び保護者を含む近隣社会との連帯が虐待の防止に資することについて理解を深め、子どもを虐待から守るための施策、事業、活動等に協力するよう努めるものとする。</u></p> <p>2 県民は、<u>虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合においては、速やかに、これを市町、児童相談所等に通告しなければならない。</u></p>	<p>【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の第五条第一項の趣旨を第三条（基本的な考え方）へ移行し、基本的な考え方を踏まえた理解促進を追記 ・ 通告義務を規定
8	<p>(市町との協働)</p> <p>第七条 県は、市町が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について必要な協力を行うものとする。</p> <p>2 県は、市町に対し、保健、医療、福祉、教育等の各分野における連携を強化し子どもを虐待から守るための役割を積極的に果たすよう協力を求めるものとする。</p>	<p>(保護者の責務)</p> <p>第八条 保護者は、虐待を決して行ってはならず、<u>また、その子どものしつけに際して体罰を決して行ってはならない。</u></p> <p>2 保護者は、子どもを虐待から守ることについて理解を深め、<u>その子どもの心身の健全な発達に努めなければならない。</u></p>	<p>【追記】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三条（基本的な考え方）及び児童虐待の防止等に関する法律の改正（施行日：令和2年4月1日等）をふまえ、保護者は虐待に加えて、体罰を行ってはならない旨を追記
9	<p>(関係機関等との協働)</p> <p>第八条 県は、市町と連携し、関係機関等が実施する子どもを虐待から守るための事業又は活動について必要な協力を行うものとする。</p> <p>2 県は、関係機関等に対し、県が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について協力を求めるものとする。</p>	<p>(関係機関等の役割)</p> <p>第九条 <u>関係機関等は、県、市町等と連携し、子どもを虐待から守るための事業又は活動を実施するよう努めるとともに、子ども及び家庭と関わる機会を通して、虐待の防止に努めるものとする。</u></p>	<p>【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関等が虐待の防止に努める役割に修正
10	<p>(地域社会の役割)</p> <p>第九条 地域社会においては、子どもを虐待から守るため、その地域で生活し、又は活動する者が相互に助け合い、子育てに関する情報の提供その他の取組を実施する重要な役割を果たすものとする。</p>	<p>(地域社会の役割)</p> <p>第十条 (略)</p>	
第二章 未然防止			
11	<p>(子育てに関する情報の提供等)</p> <p>第十条 県は、虐待を未然に防止するため、市町が家庭その他に対して行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務について、専門的な知識及び技術の提供その他の必要な協力を行わなければならない。関係機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務についても、同様とする。</p> <p>2 県は、虐待を未然に防止するため、家庭その他に対して子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務を行う場合には、子育て経験者、保育又は看護の従事経験者等との連携に努めるとともに、保護者又は妊産婦と接する時期その他の適当な時期の利用に努めるものとする。</p>	<p>(子育て支援による未然防止の取組)</p> <p>第十一条 県は、<u>市町及び関係機関等が行う虐待の未然防止に資する事業について、家庭への支援が適切に実施されるよう、必要な助言及び適切な援助その他必要な協力を行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>市町は、虐待を未然に防止するため、妊産婦及び子育て家庭への切れ目ない支援を実施するよう努めるものとする。</u></p>	<p>【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町及び関係機関等による虐待の未然防止に資する事業について、県が適切に援助する旨に修正 ・ 虐待を未然に防止するために、市町は子育て家庭等への切れ目ない支援に努める旨を規定

採番	現 行 条 例	改 正 条 例 案	備 考
12	<p>(子育て支援指針)</p> <p>第十一条 知事は、子育てに関する支援が特に必要となる家庭を把握し子育てに関して特別に必要な支援を行うための指針(以下この条において「子育て支援指針」という。)を策定しなければならない。</p> <p>2 県は、子育て支援指針に基づき、前項の家庭に対し、市町及び関係機関等との連携及び協力による総合的な支援を行うよう努めなければならない。</p> <p>3 知事は、市町及び関係機関等に対し、市町又は関係機関等が行う子育てに関する支援に資するため、子育て支援指針を示すものとする。</p> <p>4 知事は、子育て支援指針の策定に当たっては、あらかじめ子育てに関して専門的な知識を有する者の意見を聴かなければならない。この場合において必要があると認めるときは、知事は、市町又は関係機関等の意見を聴くことができる。</p> <p>5 前二項の規定は、子育て支援指針の変更について準用する。</p>	<p>削除</p>	<p>【削除】</p> <p>・県等が行う未然防止の取組にかかる方針等について、県が所管する各種計画等で管理を行うこととし、本条を削除</p>
	<p>第三章 早期発見及び早期対応</p>	<p>第三章 早期発見及び早期対応</p>	
13	<p>(通告等に係る対応)</p> <p>第十二条 児童相談所長は、虐待を受けた子ども(虐待を受けたおそれのある子どもを含む。以下この章において同じ。)を発見した者からの通告があった場合には、直ちに、当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは当該子どもとの面会、面談等の方法により当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けた子どもに係る相談があった場合についても、同様とする。</p> <p>2 前項の虐待を受けた子どもの保護者は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。</p>	<p>(通告等に係る対応)</p> <p>第十二条 児童相談所長は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告があった場合には、直ちに、当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは当該子どもとの面会、面談等の方法により当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けた子どもに係る相談があった場合についても、同様とする。</p> <p>2 前項の虐待を受けたと思われる子どもの保護者は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。</p> <p>3 <u>第一項に規定する通告を受けた児童相談所長は、当該子どもの安全確認を最優先に対応し、その安全確保のため必要があると認める場合は、ためらわずに当該子どもの一時保護を行う又は適当な者に委託して当該一時保護を行わせるものとする。</u></p>	<p>【追記】</p> <p>・通告を受けた児童相談所長は、子どもの安全確保のため必要があると認めるときは、躊躇なく一時保護を行う旨を追記</p>
14	<p>(通告等に係る体制の整備等)</p> <p>第十三条 県は、市町及び関係機関等との連携及び協力を図り、虐待を受けた子どもを発見した者からの通告を常時受け、及び虐待を受けた子どもに係る家庭その他からの相談に常時応ずることができる体制の整備に努めなければならない。</p> <p>2 県は、前項の通告を行った者又は相談を行った者に不利益が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、通告しやすく、かつ、相談しやすい環境づくりに努めなければならない。</p>	<p>(通告等に係る体制の整備等)</p> <p>第十三条 県は、市町及び関係機関等との連携及び協力を図り、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告を常時受け、及び虐待を受けた子どもに係る家庭その他からの相談に常時応ずることができる体制の整備を<u>図るものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>知事は、地域における子どもを虐待から守るための取組を促進するため、県民の住宅等を「子どもを虐待から守る家」として指定し、当該住宅等に居住する者が子どもからの相談に応ずるよう協力を求めることができる。</u></p>	<p>【修正・追記】</p> <p>・現行の第二十一条に規定する「子どもを虐待から守る家」の役割を子どもからの相談に対応する窓口として位置づけを修正</p>

採番	現 行 条 例	改 正 条 例 案	備 考
15	<p>(早期発見対応指針)</p> <p>第十四条 知事は、県、市町又は関係機関等が虐待を受けた子どもを早期に発見し、迅速かつ的確に対応するための指針(以下この条において「早期発見対応指針」という。)を策定しなければならない。</p> <p>2 知事は、市町及び関係機関等に対し、市町又は関係機関等が行う虐待を受けた子どもの早期発見及び早期対応に資するため、早期発見対応指針を示すものとする。</p> <p>3 知事は、早期発見対応指針の策定に当たっては、あらかじめ虐待を受けた子どもの心身の状況等に関して専門的な知識を有する者の意見を聴かなければならない。この場合において必要があると認めるときは、知事は、市町又は関係機関等の意見を聴くことができる。</p> <p>4 前二項の規定は、早期発見対応指針の変更について準用する。</p>	削除	<p>【削除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県等が行う早期発見対応の取組にかかる方針等について、県が所管する各種計画等で管理を行うこととし、本条を削除
16		<p>(配偶者に対する暴力がある家庭への支援)</p> <p>第十四条 県は、子どもが同居する家庭において、配偶者に対する暴力が行われた疑いを認めた場合、市町及び関係機関等と情報共有を図り、連携して当該子ども及び配偶者を支援するものとする。</p>	<p>【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者に対する暴力がある家庭における支援を規定
17		<p>(子ども自身による安全確保への支援)</p> <p>第十五条 県は、子ども自らが虐待について理解し、その心身の安全について相談を行うことができるよう市町及び関係機関等と連携し、子どもに対し、情報の提供その他の必要な支援を実施するものとする。</p>	<p>【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども自らの理解促進への支援に修正 ・ 内容に鑑み、「第六章その他の施策」第二十四条から移行
	第四章 保護及び支援	第四章 保護及び支援	
18	<p>(保護支援指針)</p> <p>第十五条 知事は、虐待を受けた子ども及び虐待を行った保護者の状況に応じて適切な保護及び支援を行うための指針(以下この章において「保護支援指針」という。)を策定しなければならない。</p> <p>2 知事は、市町及び関係機関等に対し、市町又は関係機関等が行う適切な保護及び支援に資するため、保護支援指針を示すものとする。</p> <p>3 知事は、保護支援指針の策定に当たっては、あらかじめ虐待に係る保護及び支援に関して専門的な知識を有する者の意見を聴かなければならない。この場合において必要があると認めるときは、知事は、市町又は関係機関等の意見を聴くことができる。</p> <p>4 前二項の規定は、保護支援指針の変更について準用する。</p>	削除	<p>【削除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県等が行う早期発見対応の取組にかかる方針等について、県が所管する各種計画等で管理を行うこととし、本条を削除
19	<p>(虐待を受けた子どもに対する保護及び支援)</p> <p>第十六条 県は、市町又は関係機関等と連携し、保護支援指針に基づき、虐待を受けた子どもに対し、当該子どもの心身の健全な発達を促進するためのケアプランの作成その他の方法により適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。</p>	<p>(虐待を受けた子どもに対する保護及び支援)</p> <p>第十六条 県は、第十二条第三項の規定により一時保護が行われた子どもに対し、当該子どもの心身の健全な発達を促進するためのケアプランの作成その他の方法により適切な保護及び支援を行うものとする。</p> <p>2 県は、虐待を受けた子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、市町及び関係機関等と連携して適切な支援を行うものとする。</p>	<p>【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「保護支援指針」表記を削除 ・ 一時保護を行った子ども、在宅で養育される子どもへの適切な保護及び支援を行う旨に修正

採番	現 行 条 例	改 正 条 例 案	備 考
20	(虐待を行った保護者への指導等) 第十七条 県は、市町又は関係機関等と連携し、保護支援指針に基づき、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するための指導の徹底等に努めなければならない。	(虐待を行った保護者への指導等) 第十七条 県は、市町及び関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するための指導の徹底等に努めなければならない。	【修正】 ・「保護支援指針」表記を削除
21		(権利擁護) 第十八条 県は、虐待を受けた子どもの最善の利益を考慮し、子どもの意見を聴く機会及び子どもが自ら意見を述べる機会の確保その他必要な対応を行うよう努めなければならない。	【新規】 ・県が子どもの権利擁護の推進に努める旨を規定
22		(社会的養育及び自立支援) 第十九条 県は、虐待を受けた子どもの社会的養育を充実するとともに、その自立を支援するため、里親等への委託推進、児童養護施設等の施設の体制整備その他必要な支援を行うものとする。	【新規】 ・県が社会的養育及び自立支援に係る必要な支援を行う旨を規定
23		(転居時の情報共有) 第二十条 児童相談所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域外にその住所又は居所（以下この条において「住所等」という。）を移転する場合は、移転先の住所等を管轄する児童相談所において必要な支援が切れ目なく行われるよう移転先の児童相談所長に対する速やかな引継ぎ等必要な措置を講ずるものとする。 2 児童相談所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域にその住所等を移転し、移転前に支援等を行っていた児童相談所長から情報の提供を受けた場合は、必要な支援が切れ目なく行われるよう市町及び関係機関等と緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。 3 市町は、虐待を受け支援を行っている子どもが当該市町以外の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）にその住所等を移転する場合又は虐待を受け当該市町以外の市町村が支援を行っている子どもが当該市町にその住所等を移転する情報の提供を受けた場合は、その移転の前後において必要な支援が切れ目なく行われるよう必要な措置に努めるものとする。	【新規】 ・虐待を受けた子どもが転居した場合に、速やかな引継ぎ等を実施する旨を規定

採番	現行条例	改正条例案	備考
	第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備	第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備	
24	<p>(連携・協力体制の整備)</p> <p>第十八条 県は、子どもを虐待から守るため、県、市町又は関係機関等の各々が保有する虐待に関する情報を共有するとともに、綿密な連携及び協力を図るための体制の整備を行わなければならない。</p> <p>2 県は、前項の体制が効果的に機能するため、市町に対し、同項に準ずる体制の整備を行うよう要請し、必要に応じて支援を行うものとする。</p>	<p>(連携・協力体制の整備)</p> <p>第二十一条 県は、子どもを虐待から守るため、<u>医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、児童委員その他児童の福祉に職務上関係のある者(第二十六条において「職務関係者」という。)</u>と連携し、常に必要な助言又は援助を受けることができる体制の整備に努めなければならない。</p> <p>2 <u>市町は、子ども及びその保護者への支援を円滑に実施するため、要保護児童対策地域協議会等の活用により、県及び関係機関等と綿密な連携及び適切な役割分担のもとに協働で支援する体制の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第18条及び第19条を統合し、県が様々な専門職等と連携して虐待の防止に当たる体制整備に努める旨に修正 県内の全市町に要保護児童対策地域協議会が設置されている現状をふまえ、市町が当該協議会の活用等に努める規定に修正
25	<p>(専門家による援助体制の整備)</p> <p>第十九条 県は、子どもを虐待から守るため、医師、弁護士等専門的な知識を有する者と協力し、県が常に必要な助言又は援助を受けることができる体制の整備に努めなければならない。</p>		
26	<p>(在宅における支援体制の整備)</p> <p>第二十条 県は、虐待を受けた子どもが当該虐待を行った保護者と同居する場合における虐待の再発を防止するため、その家庭が属する地域社会との連携を図り、その家庭への支援を継続的に行うことができる体制の整備に努めなければならない。</p>	<p>(在宅における支援体制の整備)</p> <p>第二十二条 (略)</p>	
27	<p>(子どもを虐待から守る家)</p> <p>第二十一条 知事は、地域における子どもを虐待から守るための取組を促進するため、住宅街、商店街等に居住する者であって次に掲げる事業について協力が得られるもの(以下この条において「協力者」という。)の居宅を「子どもを虐待から守る家」として指定することができる。</p> <p>一 子どもからの相談に応ずること。</p> <p>二 子どもに一時的な避難場所を提供すること。</p> <p>2 協力者は、前項の規定により指定された居宅に「子どもを虐待から守る家」の表示を行わなければならない。</p> <p>3 前項の「子どもを虐待から守る家」の表示は、子どもにとって分かりやすいものでなければならない。</p> <p>4 知事は、第二項の「子どもを虐待から守る家」の表示が行われた居宅の場所について、子どもが容易に認識できる方法により周知するよう努めなければならない。</p> <p>5 知事は、協力者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。</p>	<p>(改正後の第十三条に移行)</p>	<p>【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本条を第13条(通告等に係る体制の整備等)に移行し、子どもからの相談に対応する窓口として役割を修正
28	<p>(乳幼児を保護するための拠点施設)</p> <p>第二十二条 知事は、医療、福祉等の分野における関係機関等の協力のもとに、その管理し、又は運営する施設を乳幼児を保護するための拠点施設として指定することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定により指定した施設を管理し、又は運営する関係機関等に対し、乳幼児を保護するために必要な支援を行うことができる。</p>	<p>削除</p>	<p>【削除】</p> <ul style="list-style-type: none"> 乳幼児の保護について、乳児院、児童養護施設、一時保護専用施設等への一時保護の委託が進んでいる状況に鑑み、本条を削除

採番	現行条例	改正条例案	備考
29		<p>(子ども虐待防止啓発月間)</p> <p>第二十三条 県民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心と理解を深めるとともに、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与するため、子ども虐待防止啓発月間を設ける。</p> <p>2 子ども虐待防止啓発月間は、毎年十一月とする。</p> <p>3 県は、子ども虐待防止啓発月間において、その趣旨にふさわしい事業の実施に努め、また、市町及び関係機関等による同様の事業等に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が、市町及び関係機関等による啓発事業等への協力を努める旨に修正 ・内容に鑑み、「第六章その他の施策」第二十三条から移行
30		<p>(人材の養成等)</p> <p>第二十四条 県は、子どもを虐待から守るため、児童相談所等における相談支援体制を整備するとともに、専門的な知識及び技術を必要とする職員の確保及び資質向上を図るものとする。</p> <p>2 県は、県、市町又は関係機関等による子どもを虐待から守るための事業又は活動が調和よく融合され、効果的に実施されるよう人材の養成に努めなければならない。</p>	<p>【修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所等における相談支援体制を整備するとともに、職員の確保及び資質の向上を図る旨に修正 ・内容に鑑み、「第六章その他の施策」第二十五条から移行
31		<p>(調査研究等)</p> <p>第二十五条 県は、子どもを虐待から守るための調査及び研究に努めるとともに、必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内容に鑑み、「第六章その他の施策」第二十六条から移行
	第六章 その他の施策	【章を削除】	
32	<p>(子ども虐待防止啓発月間)</p> <p>第二十三条 県民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心と理解を深めるとともに、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与するため、子ども虐待防止啓発月間を設ける。</p> <p>2 子ども虐待防止啓発月間は、毎年十一月とする。</p> <p>3 県は、子ども虐待防止啓発月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるとともに、市町又は関係機関等がその趣旨にふさわしい行事を実施するよう要請するものとする。</p>	(改正後の第二十三条に移行)	<ul style="list-style-type: none"> ・内容に鑑み、「第五章子どもを虐待から守るための体制の整備」へ移行
33	<p>(子ども自身による安全確保への支援)</p> <p>第二十四条 県は、子どもが虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、市町又は関係機関等と連携し、子どもに対し、情報の提供その他の必要な事業を実施するよう努めるものとする。</p>	(改正後の第十五条に移行)	<ul style="list-style-type: none"> ・内容に鑑み、「第三章早期発見及び早期対応」へ移行
34	<p>(人材の養成等)</p> <p>第二十五条 県は、県、市町又は関係機関等による子どもを虐待から守るための事業又は活動が調和よく融合され、効果的に実施されるよう人材の養成に努めなければならない。</p> <p>2 県は、子どもを虐待から守ることに関して職務上関係のある職員の資質の向上のための研修等を実施するよう努めなければならない。</p>	(改正後の第二十四条に移行)	<ul style="list-style-type: none"> ・内容に鑑み、「第五章子どもを虐待から守るための体制の整備」へ移行

採番	現 行 条 例	改 正 条 例 案	備 考
35	(調査研究等) 第二十六条 県は、子どもを虐待から守るための調査及び研究に努めるとともに、必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。	(改正後の第二十五条に移行)	・内容に鑑み、「第五章子どもを虐待から守るための体制の整備」へ移行
	第七章 雑則	第六章 雑則	
36	(秘密の保持) 第二十七条 県は、関係機関等と連携し、又は協力し、子どもを虐待から守るための施策又は事業を実施する場合には、個人情報について慎重に取り扱い、必要に応じて当該関係機関等と協定を締結する等により、秘密の保持に十分に配慮しなければならない。 2 関係機関等は、虐待に係る個人情報について慎重に取り扱い、秘密の保持に配慮しなければならない。	(秘密の保持) 第二十六条 県は、関係機関等と連携し、子どもを虐待から守るための施策又は事業を実施する場合には、 <u>取り扱う個人情報の保護に関し必要な施策を講じなければならない。</u> 2 <u>職務関係者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た虐待を受けたと思われる子どもに関する秘密を漏らしてはならない。</u>	【修正】 ・守秘義務に関し、児童虐待の防止等に関する法律の改正（施行日：令和2年4月1日）との整合を図るよう修正
37	(年次報告) 第二十八条 知事は、毎年、虐待の発生状況、虐待に係る通告等の状況、県の施策の実施状況その他の県内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を県民に公表しなければならない。	(年次報告) 第二十七条 (略)	
38	(委任) 第二十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	(委任) 第二十八条 (略)	